別記 令和5年度 中播磨地域づくり活動応援事業 補助対象経費について

为订百位	- 7477年及 中御居地域プトリ伯助応抜争来 -	
経費科目	対象経費	対象外経費
謝金	・講演会、研修会の講師や司会等の謝金(1人1回	・団体構成員、協働の相手方への謝金
	(1 日)あたり2万円限度とし、上限10万円)	
	・出演団体への謝礼(1団体1回(1日)あたり5	
	万円限度とし、上限 10 万円)	
旅費	・講師等に対する旅費(※ <u>実費相当のみ</u>)	・団体構成員の旅費
	・講師等が自身の車を利用する場合は、1km=37円	・宿泊料
	以下で計算	
印刷製本費	・事業に係るチラシ等のコピー代、冊子の作成(印	・事業にかかるチラシ、冊子等で、中
	刷・製本)	播磨県民センター地域づくり活動応
	・会議資料印刷	援事業による補助金を受けている旨
	(印刷製本費全体で 10 万円を上限)	の記載のないもの
通信費	・郵券代(上限1万円)	・電話代、プロバイダ利用料等
活動資材費	・活動のための資材購入費	・パソコン、プリンター、什器、事務
	(消耗品、材料、花苗、事業実施に不可欠な知識の	机、椅子、書棚等の財産形成となる備
	習得等にかかる書籍の購入費 等。ただし、団体や	品(5万円以上のもので、かつ耐用年
/ PA : to!	個人の経常的な使用を目的とするものを除く)	数が1年以上のもの。)
保険料	・イベント保険、ボランティア保険	・団体の継続的な活動に係るもの
使用料	・施設使用料	・賃料(各団体の所有・使用する事務
	・OA機器、音響などの機器レンタル・リース料	所等にかかるものは、対象外。ただし、
	・バス借上げ料(団体構成員以外の事業参加者の交	事業実施のため、他の施設等を継続的
	通手段として借り上げるバスについて、1台かつ5	に使用する場合は、対象とする。)
	万円上限。ただし、団体構成員の旅費と区別できな	
	い、または公的な補助等を受けている場合は全額対	
チュノカリ	象外)	
委託料	・会場設営等や調査研究にかかる業者委託料	・飲食販売等にかかるテント等の設営
	・事業に係るチラシ・HP等のデザイン等作成費	
& + -+#	(補助対象経費の1/2を上限)	△光) ◇ 、) か ~ △ L △ →
食材費	・料理教室、餅つき大会、試作品作成、食育など事	・会議・イベント等の飲食費
	業実施に必要と認められる材料 (建盟社会の書) (対理社会の書) (対理社会の書) (対理社会の書) (対理社会の書) (対理社会の書) (対理社会の書) (対理社会の書)	・参加者へ配布する飲食物
Z 11 11 11	(補助対象経費の1/2かつ10万円を上限)	・販売目的の食材費(模擬店等)
その他	・新聞折り込み料	・団体構成員・協働の相手方の人件費
	・振込手数料(補助対象経費にかかる分)	・資材の運搬等にかかるガソリン代
· 	・クレジット・電子マネー払いの経費(利用明細書	(事業に使用した部分のみが明確に
· 	等の写しの提出のほか、団体構成員による支払いで ***********************************	分けられない場合) ・販売に供するための材料典 (食料典
· 	あることが確認できる場合のみ)	・販売に供するための材料費(食糧費
		含む) ・ 参加考記今日 常日・暑日
		・参加者記念品、賞品・景品